

令和4年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和4年9月12日(月曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14名)

議長	金子義彦君
副議長	桜井龍雄君
1番	森明人君
2番	伊藤真久君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	本郷幸治君
6番	山崎一広君
7番	川上美樹君
8番	楠徹也君
9番	松山教宗君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市長	板東知文君
副市長	市川厚記君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	川西勝幸君
経済部長	土屋貴久君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	今澤清隆君

消防長	菅原利彦君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	新宗晃君

教育委員会教育長	天野政俊君
教育委員会教育部長	阿部良雄君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	日下聡君

農業委員会会長	今田邦彦君
農業委員会事務局長	高橋修也君

監査委員	西尾正君
監査事務局長	橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局長	村谷昌春君
次長	門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊藤真久議員

3番 齋藤久美夫議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により順次発言を許します。

7番川上美樹議員。

● 7番川上美樹議員（登壇） 令和4年第3回定例会におきまして、大綱2点につき、市長並びに教育長にお伺いいたします。

1点目は福祉行政について、地域包括ケアシステムについて伺います。2025年、団塊の世代が75歳を超え、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。本市でも、令和3年9月30日現在で、65歳以上の市民が43%、そのうち22.2%が介護保険認定者となっています。また、本市は、高齢福祉課から、地域包括ケア推進課と名称も変わり、住み慣れたこの本市で最期まで暮らせることを目標に日々、取り組んでいるところと思います。そのような中、「親が介護保険サービスを使い始めて、短期間の間に介護度が重くなってしまった。もう少し、早い時期に何か対策ができなかったのかと後悔している」という介護をする家族からのお話を伺うことが、最近増えてきました。私は、市民に「地域包括ケア」という言葉とその取組内容について深く理解してもらい、フレイル、これは虚弱という意味ですが、最近よく耳にする言葉になっています。いつもより食が細くなってきた。眠れなくなってきた。笑顔が少なくなってきたという、フレイル（虚弱）が見られた段階で、早めに市民には相談をしに来てほしいと思います。そのため、地域包括ケアシステムを深く市民に浸透させること、介護保険制度の持続可能性の確保は必須と思います。以上を踏まえ、「地域包括ケアシステム」をさらに進化させ、たとえ重度の要介護状態となっても住み慣れたこの美唄市で、できるだけ自宅で過ごしながら、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることが、多くの

市民の願いであると考え、次の2点について伺います。1点目は、要支援・要介護にならないように予防する取り組みとして、どのような取り組みを行っているのか。2点目は、要支援・要介護の状態にあるのに介護サービスの利用を自ら希望しない人への支援について、どのようにされているのか、市長にお伺いいたします。

次に大綱の2点目、教育行政について伺います。一つ目は、教育環境の整備についてです。1点目は、エアコンの設置についてですが、これにつきましては、同僚議員からも以前より質問がされておりますが、私からも改めて伺いたいと思います。気象庁のデータでは、本市において、1980年には、30度以上を記録した日数は1日だったのに対し、2021年では、24日あったことが示されています。また、熱中症による死亡者については、厚労省のデータによると、2022年の1月から7月までは252人と、この5年間では過去最多となったことが示されています。さらに、文科省の報告によると、公立学校施設の冷房設備については、平成30年度補正予算をはじめとした予算措置により、全国設置率は93%となっています。このような状況の中、本市においては小中学校の普通教室にエアコンの設置がされていない現況ですが、このことについて、どのように考えているか、教育長にお伺いいたします。2点目は、校内LANの現況と、タブレット端末の持ち帰り時におけるWi-Fi環境について伺います。校内でネットにつながらない教室があったり、一斉にアクセスするとフリーズする場合もあると聞きます。また、生徒が持ち帰りをした場合、家庭には、

ポケットWi-Fiの貸し出しを行うとのことで考えられているようですが、通信料金については、家庭が負担するというので、その費用の負担が大きいと感じ、使用しないという家庭もあるのではないかと思います。既に自宅にネット接続してあるパソコンがあるご家庭では、貸し出しをしなくても、アクセスが可能になるなど、家庭の状況によって、考え方によって、生徒が利用できたりできなかったりと、差がでてしまいます。校内での環境整備とともに、自宅に帰っても児童・生徒全員がスムーズにネットにアクセスできるようにしなければならないと思いますが、このことについて、どのようにお考えか教育長にお伺いいたします。

二つ目は、学校への支援体制についてです。1点目は、指導体制の充実について伺います。令和4年教育行政執行方針に、学校教育の推進、振興、充実で全力で取り組んでいくという考えが示されていますが、これらを実現するため、本市が考える学校への指導体制として、どのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。2点目は、教職員への支援体制について伺います。教員は授業を行うことに専念していただきたいところですが、実際は部活動や生徒指導、事務分掌業務に追われ、多忙な状況にあります。多くの事案にスムーズに対応していくためには、心のケアも含めて、あらゆる面から教職員を支えていかなくてはならないと考えます。本市が行いたいと思う教育内容を推進していくために、現場の教職員を支える支援体制が、現在どのようなになっているのか、教育長にお伺いいたします。

●市長板東知文君（登壇） 福祉行政につい

て、地域包括ケアシステムについてであります。要支援・要介護の状態にならないための予防につきましては、本市では、全国に先駆けた介護予防対策として、貯筋体操の取り組みを平成15年度から行っております。また、65歳以上の市民の方には、簡単なフレイルチェックとして、25項目の質問に答えていただく基本チェックリストを配布し、足腰の弱りや物忘れ、閉じこもり状態の有無などのリスク判定を行い、必要な方に転倒や認知機能の低下を予防するための介護予防教室への参加を案内するほか、地域包括支援センターや保健センターの職員が各家庭を訪問し、健康状態の確認等の支援を行っているところであります。次に、要支援・要介護の状態ですが、介護サービスの利用を自ら希望しない方への支援につきましては、家族が対応しておりますが、サービスを拒否している場合と、全く支援を受けていない場合があります。家族が対応している場合でも、家族だけで抱えることなく、介護支援専門員等の専門職の助言を受けながら、必要なサービスにつなげる支援をしているところであります。次に、親族が身近におらず、健康状態等に不安がある方の場合につきましては、地域の高齢者宅を訪問している民生委員等と協力し、支援を開始するほか、サービス利用について、拒否的な方の場合につきましては、複数回訪問して関係性を築き、支援につなげるなどの工夫を行っているところであります。今後につきましても、地域包括ケア推進条例に基づき、住みなれた地域で最期まで自分らしい日常生活を継続することができる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

●教育長天野政俊君（登壇） はじめに、小中学校へのエアコンの設置についてですが、文部科学省が公表した令和2年9月現在の公立学校施設空調設備の設置状況によりますと、北海道における普通教室のエアコン設置率は4.3%で、全国における小中学校の設置率に比べ、非常に低い状況にあり、「北海道の夏は涼しい」という地域性によるものと考えているところであります。しかしながら、近年の異常気象により、北海道内においても年々暑さが増す中、エアコンの設置については、学校などからも要望があり、そのような中、市内の事業所などから、小中学校に対し、大型扇風機や保健室にエアコンを寄贈していただき、大変感謝しているところであります。子どもたちの暑さ対策、児童・生徒が健康で安心して学ぶことができる学習環境の確保は、大変重要な課題であり、エアコンの設置の必要性は感じているものの、児童生徒の減少から、学校の統廃合も進み、校舎の老朽化対策を優先して取り組んできたところであります。エアコンの設置につきましては、多額の工事費を要することから、今後におきましては、図書室や特別教室など、場所を限定した中での設置を検討してまいりたいと考えております。次に、校内LANの現況についてですが、市内の小中学校においては、一人一台端末や校内LANの整備のほか、全ての普通教室に電子黒板などのICT機器を設置し、探求的な学びや協働的な学びなど、様々な場面において、ICTを活用した学習活動の展開に努めているところであります。また、各校に配置しているICT支援員や教育委員会内に配置しているGIGAスクールサポータ

ーにより、各学校に対するICT活用の支援及びICT機器のトラブルが生じた場合、迅速に対応しているところであります。ご指摘のありました校内においてインターネットが繋がらない状況があるということは、私自身が学校視察を行った際にも、同様の状況があったところであり、校内LAN環境の整備を担当した業者やタブレット端末の納入業者に調査を依頼し、現在、対策を講じているところであります。次に、タブレット端末の持ち帰りにおけるWi-Fi環境についてですが、現在、市内の小中学校を通じて、各家庭にタブレット端末の持ち帰りの同意書の提出及びモバイルルーターの貸し出し希望の有無について確認しているところであり、現在のところ、持ち帰りに同意しない、あるいは同意書の提出がない家庭が、全児童生徒数の5%程度あるところであります。このような状況から、教育委員会といたしましては、校長会と協議を行い、同意書の提出があった家庭について、まずはオフラインでの使用を基本として、タブレット端末の持ち帰りを実施しているところであります。また、モバイルルーターの貸し出しについては、必要台数が確定した段階で教育委員会において準備し、ネット環境を利用した家庭学習等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指導体制の充実についてですが、本市におきましては、学校の営む教育活動自体の適正・活発な振興を促進するため、校長及び教員に助言と指導を行うことを職務として、教育委員会内に校長職の指導室長を配置し、教育課程、学習指導、学校の組織編制、その他の学校教育における専門的事項に

関する職務を行っているところであります。また、今年度からは、指導室の組織体制を強化するため、校長職経験のある職員を会計年度任用職員として任用し、市内の小中学校への指導及び支援等の充実を図ったところであります。次に、教職員への支援体制についてであります。教職員への精神的負担の軽減、いわゆる「心のケア」につきましては、各学校長による日常観察や面談等により対応していると承知しているところであり、必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等の受診を促しているところであります。教職員個々の業務については、各学校に特別支援教育支援員やICT支援員のほか、北海道教育委員会の事業を活用した学習指導員、スクール・サポート・スタッフなどの配置により、業務の軽減や平準化に取り組んでいるところであり、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、効果的な質の高い教育活動を持続して行うことができるよう努めているところであります。

●7番川上美樹議員 大綱1点目の福祉行政についてですが、今ほどご答弁いただいた内容では平成15年から取り組んでいる貯筋体操など、これは市民に深く浸透しており、市として最善を尽くしていらっしゃるがよく分かります。また、ここ数年のコロナ禍の影響により、人生の喜びや生きる意味を見いだせなくなっている市民も増えているように感じます。特に、地域でのコミュニティを積極的に持たない方については、精神的な落ち込みから認知症の進行も心配されます。このような中、民生委員の支援や、ご近所の中で心を開ける方との関係性を取り持ったり、福祉

事業者などの専門家が行う訪問活動「アウトリーチ」という言葉を専門家が使っているそうなのですが、このようなより積極的な働きかけをしていただきたいと思います。ただ全国的にもそうですが、本市においても、介護士不足だとか看護師不足により、訪問介護、訪問看護について、事業者の皆さんが大変苦勞されているという現状は伺っております。この点につきましては、別の機会に伺うことといたしまして、いわゆるフレイル、つまりこの虚弱が見られる時点で、どのような支援がその方に合うのか。専門の方がそろっている地域包括ケア推進課に早期につなげていくことがまず必要かと思えます。それが健康で長生きするための要件となると同時に、介護をする家族が1人で抱え込まないようにしなくてはならないと思えます。人生の最期まで本市で暮らし、「美唄で暮らしてきて良かった。美唄でいい人生をおくってきた。」と、私は市民に思っていたきたいと思います。大きな役割を担う地域包括ケアのあり方について、改めて市長のお考えを伺います。

次に、エアコンの設置についてですが、道内で見たとときに、エアコンの設置率はわずか4.3%とのことですが、本市の子どもたちの授業の様子を伺うと、ほとんどの子どもたちがマスクをしたまま授業を受けている状況です。北海道においても気温が高くなってきていること、それに伴って熱中症も多くなってきていることは、厚労省、環境省、気象庁、消防庁からも予防対策が呼びかけられています。三笠市においては、既に普通教室でエアコンの設置が終わっているところで、良質な環境のもと授業が行われているということについて

て、本市とで差があると思います。快適な教室で毎日授業が行われることは、エアコンの設置は将来負担があったとしても、未来の本市を支えてくれる子どもたちには投資するべきだと考えます。国の支援措置を使いながら、新年度には、設置の方向で考えてほしいと思いますが、再度、教育長に伺います。次に、校内LANの現況とタブレット端末の持ち帰り時におけるネット環境、Wi-Fi環境についてですが、持ち帰りのポケットWi-Fiを利用して、家庭でネットアクセスして学習する場合、その通信費用が家庭での負担ということになり、月額での費用の負担となると聞いております。この通信費用についても、例えば就学援助に含めるという考え方で行うことはいかがでしょうか。家庭の考え方、事情により、自宅でパソコンを使える、使えないという差がないようにするためには一つの方法としては考えられると思いますが、このことについてはどのように考えるのか、再度、教育長にお伺いいたします。

●市長板東知文君 地域包括ケアのあり方についてであります。本市における今後の超高齢化社会を支えていくためには、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して最期まで暮らすことができる地域社会を実現することが重要なことと考えているところでございます。このため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制づくりを進めていく地域包括ケアの推進が極めて重要と考えておりました。このため本年4月から地域包括ケア推進条例を施行するとともに、医療と介護が必要な場合に、在宅医療や介護を切れ目なく提供するなどの施策を着実

に進めているところであります。今後につきましても、地域包括ケアの推進とあわせて「治す医療」から「治し支える医療」、また「病院完結型医療」から「地域完結型医療」への転換に向けた地域医療の実現を、いわば車の両輪として取り組み、どんなに人口減少や高齢化が進んでも、だれひとり置き去りにしない、ともに支え合い、分かち合う地域づくりを、全市を挙げて進めてまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君 小中学校へのエアコンの設置についてであります。コロナ禍のため、子どもたちが夏の暑さの中、マスクをして授業を受けている状況は、非常に過酷であることから、学習に集中できる望ましい環境を整備する必要があるものと考えております。このため、市内の小中学校の普通教室、特別教室などに1台ずつエアコンを設置することで試算したところ、1校当たり約7,200万円の見積額となり、予算計上が難しい状況にあるところであります。今後、効率的で効果的なエアコンの設置について、関係する部署と協議・検討を行うとともに、引き続き、有効な財源の確保に向け、検討を進めてまいります。次に、タブレット端末の持ち帰り時におけるWi-Fi環境の整備についてであります。モバイルルーターの貸し出しについては、インターネット回線が繋がらない環境下にある家庭のうち、貸し出しを希望する方のみを対象としております。現在のところ、約40世帯が貸し出しを希望しているところであり、この場合の契約事務手数料や通信費用については、各家庭で負担していただくことで、お知らせしているところであります。なお、各

家庭の事情により、学習環境に差が生じることがないように、就学援助対象である家庭でのオンライン学習に係る通信費用の助成について、今後、検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

4番山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員（登壇） 令和4年第3回定例会において、大綱2点、市長にお伺いいたします。

まず大綱1点、市役所窓口の簡素化についてお尋ねいたします。引っ越しや家族が死亡した後の市の窓口で行う各種手続は煩雑で慣れない事務作業が強いられ、何度か市役所に出向くこともあって、市民には日頃慣れない苦痛で面倒な作業であります。引っ越しに関わる申請作業は、転出・転入届、マイナンバー、印鑑登録、国民健康保険、国民年金、児童手当、犬の登録など、10項目以上にわたり、市役所以外にも、電気やガスの契約の手続など、多岐にわたるところであります。国では、おくやみコーナー設置ガイドラインやおくやみコーナー設置自治体支援ナビを公開しております。全国の自治体に対して、窓口の簡素化を推奨している結果、令和2年度に全国では169の自治体がおくやみコーナーを設置し、現在も取り組みが進んでいるということを確認しております。おくやみ後の窓口手続改善については、令和4年の第4回定例会で同僚議員が改善を求める同様の質問されておられますが、美唄市の窓口手続の簡素化について、どのような改善策を進めているのか、未だに見えていない状況であります。福岡市では、転入出時の手続の簡素化

を本年2月から開始しており、その内容はスマートフォンから事前に必要事項を入力すれば、市役所窓口での面倒な書類の記入が不要になる。また、マイナンバーカードを持っていれば、転出届はスマートフォンで完結でき、来庁が不要になると、そのような窓口手続の改善を行っていると示されております。美唄市は、昨年6月に情報化推進計画の第4次改訂を行い、行政手続のオンライン化を行うとうたっているため、市の窓口が市民にとって便利で簡単に各種手続を行えるように、改善に向けて検討を行っていると思っておりますが、以上を踏まえ、市長に2点お伺いいたします。

まず1点目、移住・定住を推進している本市としては、引っ越し手続の簡素化を進め、美唄市の魅力の一つとしてアピールするべきであると考えているが、いかがお考えでしょうか。

二つ目に、国が提唱している「おくやみコーナー」の設置に関する検討を早急に行うべきであると思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

続きまして大綱2点目、地域福祉会館の利活用についてお尋ねいたします。7月から8月にかけて行われました、市長とのふれあいトークを何カ所か傍聴させていただきました。そのときに、地域福祉会館が会場として多く利用されていましたが、地域福祉会館で感じたことは、まず玄関に入りますと、靴を脱いでスリッパに履き変える必要があり、今の時代にはそぐわないなという感じを抱きながら、その他の間取りや使い方についても、いろいろとチェックさせていただきました。地域福祉会館といえば、町内会の会議や近隣住民の活動の場として、さらには地域コミュニティ

の中心となる重要な施設であります。一昔前には、葬儀会場としてなくてはならない重要な施設でありました。しかし、葬儀を町内会がとり仕切って、福社会館や町内会館、お寺で行っていた一昔前とは違い、近年は、葬儀といえば、斎場で執り行うのが常識となり、福社会館やお寺での葬儀はほとんど影を潜めている状況であります。そこで感じることは、地域福社会館の利活用の方法が、近年変化をしてきているのではないかと。高齢化社会における身近な公共施設として、活用方法を見直す必要があるのではないかと思うところがあります。福社会館を管理運営する行政としては、これからの地域福社会館のあり方について、地域コミュニティの中心の場となり、また、デジタル時代に沿った形で、近隣住民がIT技術に触れ、利用できるスペースとして、地域福社会館条例の内容を含めて、そのあり方を再考する必要があるのではないかと存じます。

そこで市長にお伺いしますが、まず一つ目に、市が管理する地域福社会館で昨年度、葬儀に使用された回数は何回あったのか。さらに、地域福社会館は市内に15カ所ありますが、葬儀以外の利用についても、目的と回数が分かるのであれば、教えていただきたいと思えます。

2番目に、地域福社会館は、災害時の避難場所としての利用目的も一つになっておりますが、時代の変化に即した形で、IT環境が整い、高齢者が市役所までいなくても手続きができ、さらには地域住民が気軽に集えるサロンの施設に改造してはどうかと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

●市長板東知文君（登壇） はじめに、市役所窓口の簡素化について、引っ越し手続の簡素化による移住者の負担軽減についてですが、現在、市民係の窓口においては、転入者に対しまして、前住所地からの転出証明書をもとに、必要な手続をご案内しており、また転出者に対しましては、本市及び新住所地での各種手続をまとめた一覧表をお渡しし、手続に漏れがないよう、ご案内しているところであります。また、マイナンバーカードを利用したオンラインによる転出届や転入・転居予約のサービス提供につきましては、国におきまして、「引越しワンストップサービス」として全国自治体での開始を予定していることから、本市におきましても、令和5年2月からの本サービスの提供に向け、準備を進めているところであります。

次に、おくやみ手続の簡素化についてですが、新たな対応としましては、窓口に来られた方の負担軽減や時間短縮のため、これまでの案内文書に加え、医療保険や国民年金など主な手続をまとめたチェックリストを新たに作成したところであり、10月から活用していくこととしております。また、国におきましては、市町村を支援するため、令和2年5月に「おくやみコーナー設置ガイドライン」を作成しており、このガイドラインに基づき、先進自治体の状況を参考として、設置について取り組んでまいります。

次に、地域福社会館の利活用について、地域福社会館の今後のあり方についてですが、地域コミュニティについては、人口の減少や超高齢化の進行に伴い、町内会活動などの担い手不足など、人のつながりの希薄化

や社会的孤立などが喫緊の課題となっており
ます。このことから、集落支援員の設置や市
職員による地域応援チームなどにより、地域
の課題解決に向けた支援体制づくりに取り組
んでいるところであります。また、これまでも、
介護予防教室や健康づくり体操、こども
広場、高齢者が集うサロン活動などが、数カ
所の地域福祉会館で行われており、地域の
方々の健康維持や介護予防を通じて、高齢者
の社会的孤立の解消につなげているところで
あります。今後につきましても、こうした地
域活動の推進を図り、持続可能な地域活動の
拠点施設として、指定管理者や関係機関、団
体等とも連携し、地域の実情に応じた地域会
館の活用方法について検討してまいります。
なお、近年における地域福祉会館の利用状況
につきましては、保健福祉部長より答弁させ
ます。

●川西保健福祉部長 葬儀・法要での会館の
利用数につきましては、令和3年度が5件、
10年前の平成23年度が116件で96%の減少と
なっているところであります。また、葬儀以
外の各種会議等の利用数につきましては、令
和3年度が1,164件、10年前の平成23年度が
2,258件で48%の減少となっているところ
であり、人口減少とともに、新型コロナウイルス
感染症拡大の影響により、会館の利用が減
少していると考えているところでございます。

●4番山上他美夫議員 まず、市役所の窓口
の簡素化についてであります。先月末に、
北見市の書かない窓口への取り組みについて、
国が主催する夏のD i g i 田甲子園で全国ベ
スト4になったとの記事が新聞に掲載されて
おりました。北見市のホームページを見ます

と、申請書類を書く台がない。職員は、窓口
支援システムを使い、必要事項を聞き取りで
対応し、その情報は、他の窓口にも引き継が
れているので、窓口はワンストップで終了す
るとのことです。答弁では、新たな取り
組みとして、手続をまとめた一覧表やチェ
ックリストを作成しているとのことですが、
いずれもアナログな作業であり、美唄
市は、デジタル先進地の事例を参考にして、
転入・転出届やおくやみ窓口などの手続を一
本化するような取り組みを図るべきであり、
窓口の簡素化は今の全国の自治体が取ら
れているデジタル・トランスフォーメーション
の重要な課題であります。オンラインでの
転出入届もおくやみ窓口も、担当部署はそれ
ほど変わらないと思います。転出・転入届
もおくやみ手続も同時にワンストップ化
できるのではないかと考えております。縦
割り行政の弊害が叫ばれていますが、関係
部署が一緒に取り組むために、全庁的な
協力体制をつくり、市民が「市役所は
変わったね」と言われるような窓口づく
りを進めていただきたい。インターネット
で情報を調べていると、ワンストップ
窓口にした結果、職員の事務作業量は
市民対応業務が減少したとの記事がた
くさん見られます。人口減少が続く美
唄市は、将来市役所職員の数も減るこ
とになり、1人あたりの事務作業量も
増えて、なすべき業務に支障が生じる
ことは当然予測されることと思いま
す。まずは、情報化推進に関する何か
のテーマを一つ決めて、全庁的に取
り組むチーム作りを行い、改善の第
一歩として踏み出すことが必要であ
ると考えますが、その第一歩として、
市民窓口の改善が最良かと思いま
す

が、お考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

続きまして、地域福祉会館について、令和3年度の決算書によれば、地域福祉会館の管理運営事業費として、586万円が支出され、整備事業は1,233万円となっております。15カ所の地域福祉会館の管理運営費としては、会館使用料収入があるとはいえ、1会館当たり1カ月僅か3万2,560円であり、水道料、光熱費、その他備品などの調達を考慮すると、指定管理者の運営も大変なことだなと感じるところであります。先ほども述べたとおり、福祉会館の利用は時代とともに変化し、一昔前までは、会館で一番の収入源であった葬儀・法要は年間で僅か5件しかないとのことであり、利用料金収入での減少で、会館の運営が厳しいだろうと推測するところでもあります。また、その他の目的での利用状況も、決して多いとは言えず、使い勝手や利便性の点からも、施設利用回数に影響しているのではないかと考えるところでもあります。近年は、人口減少や高齢化、役員の成り手不足で、町内会の存続が危惧され、地域コミュニティの崩壊が懸念されていますが、その観点から考えても、地域福祉会館のあり方を見直すことが重要ではないかと考えております。地域福祉会館は地域住民、特に高齢者が日常的に集まる交流の場、情報収集の場として、また、ITによる市の情報伝達の場、さらには、市民の憩いのサロンとして活用できれば、高齢者の見守りや孤独の解消、日中の居場所づくり、そして地域コミュニティの活性化にもつながるものと考えます。以上のことを踏まえ、地域福祉会館について、管理費の増額や集落支援員の

活用、さらには地域福祉会館条例の見直しやニーズに合わせた施設の間取りの改造など、時代に沿った会館のあり方を目指すことで、市長が日頃より語っておられるだれひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成を実現できるのではないかと考えますが、再度市長の考えをお伺いいたします。

●市長板東知文君 行政手続の「ワンストップ窓口」についてであります。本市におけるデジタル化の推進につきましては、これまで東京都狛江市や道内の先進地視察などのほか、各種研究会などにも参加し、調査研究を行っているところであります。また、デジタル化は、住民サービスの向上や業務の効率化に必要なものであります。一方、高齢者においては、デジタルデバイスに興味がなく、必要性を感じていないこと。また、デジタルデバイスの使い方が分からず、使いこなせていないなどの問題点もございまして、特に高齢化率の高い本市におきましては、利用者の立場から、全てをデータ化することによる課題も考えられますことから、今後におきましてはこういった点も含め、全庁的な連携協力体制のもと、本市にふさわしい市民サービスの提供のあり方について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域福祉会館の今後のあり方についてであります。本年4月施行の美唄市地域包括ケア推進条例に基づきまして、市民の誰もが、住み慣れた地域で最後まで暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを推進することとしておりますけれども、こういった観点から地域の施設として、地域福祉課のあり方を見直す必要があると考えているところ

でございます。そのため地域の実情等を踏まえた指定管理費や施設改修などの整備を含め、地域福祉会館のあり方を指定管理者の方々等を含め協議の上、今後の有効な利活用を図ってまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

5番本郷幸治議員。

●5番本郷幸治議員（登壇） 令和4年第3回市議会定例会において、大綱1点、教育長にお伺いします。

教育行政について、教育長に質問します。その一つ目として、児童・生徒の眼の健康について。コロナ禍において、GIGAスクール構想が加速される中、本市におきましても、児童・生徒一人一台タブレット端末の環境下で、さらにICT教育が進化されていくことを期待しております。しかし、その一方で懸念されることは、子どもたちへの心身の健康面について。特に今回はICT化における子どもの眼の健康予防について取り上げます。文部科学省の2020年度学校保健統計調査によりますと、裸眼視力1.0未満の児童・生徒は増加傾向にあり、小学校37.52%、中学校58.29%と、いずれも過去最多となっております。この30年ほどでパソコン・ゲーム機が普及し、さらに、各世帯でのスマートフォン保有率は83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透しました。かつてないほどの近くを見る生活になっております。眼の進化は時代の変化に追いついていないと言われております。近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれがあると指摘されております。まず考えられるのは、視野を狭める緑内障や網膜剥離などの眼の病気のリ

スクです。そこで、教育委員会として子どもたちの眼の健康予防は、保護者を含めてどのように、具体的に取り組んでいるのか伺います。

その二つ目として、家族のケアや世話をを行う18歳未満の子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」の問題について伺います。この問題は、少子高齢化が進む現状で決して他人事ではありません。改めて確認しますが、「ヤングケアラー」について、厚生労働省のホームページでは「法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたちとされている」とあります。具体例として、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事を行う子ども」また、「アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している子ども」等が上げられております。ヤングケアラーケアを生み出す要因は、核家族化によりケアを担える大人が家庭内から減ったことにあると言われております。その行為が家庭内のプライバシーの問題であるために、周囲に気づかれにくい状況を生み出していることが、問題を深刻化しております。また、自分の自由な時間を持つことが困難で、就学機会が制限され、学力の低下や進路にも影響が及ぶこと、友人関係の確立ができず、社会的な孤立につながることなどが問題視されております。ヤングケアラーの深刻な事態は見過ごすことはできません。そこで私は昨年年第4回定例会で、この問題を取り上げましたが、それ以降、本市としての生活実態調査では、どのような現状把握ができたのか、教育長にお伺いします。

●教育長天野政俊君（登壇） はじめに、児童・生徒の眼の健康についてであります。国においては、Society5.0時代を生きる全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進し、本市においても、市内の小中学校に一人一台端末や校内LANの整備のほか、全ての普通教室に電子黒板などのICT機器の整備を行い、日常的にICTを活用した教育活動を進めているところであります。一方、ICT機器使用による健康面への影響等として、「ドライアイ」や「視力の低下」、「姿勢の悪化」などに対する影響が懸念されているところであり、文部科学省や北海道教育委員会からも、様々な通知があるところであります。このため、市といたしましては、文部科学省等が作成したリーフレットを活用するほか、市においてもタブレット端末を使用する際の健康面などのルールを作成し、児童・生徒や保護者へ啓発しているところであります。また、これらを活用し、各学校においても、タブレット端末使用時の正しい姿勢や一定の時間使用したあとの休憩などについて指導を行い、児童・生徒の眼の健康に留意した教育活動を展開しているところであります。ICT機器の使用による児童・生徒の健康面の影響等に関する配慮については、学校における取り組みだけでは十分とは言えないことから、家庭と連携して取り組むことが大切であると考えているところであります。今後におきましても、タブレット端末使用時の配慮事項を児童・生徒に指導するとともに、各家庭の協

力をいただきながら児童・生徒の眼の健康の保持増進に努めてまいります。

次に、美唄市子どもの生活実態調査についてであります。この調査につきましては、令和3年度に市長部局が行ったもので、乳幼児から中学2年生までのお子さんがある保護者、並びに小学4年生から中学2年生までの児童・生徒を対象に実施されたものであります。このうち「ヤングケアラー」については、小学4年生から中学2年生までの児童・生徒を対象に、「家族の中に高齢や病気、身体が不自由などの理由により、お世話が必要な方がいるか」や「お世話が必要な方はだれか」、「お世話の内容」などの設問に対し伺っており、国の定義に当てはまる児童・生徒はいないとの結果であると承知しております。

●5番本郷幸治議員 一つ目の、本市の眼の検査での実態について。小中学校での「健康診断」は、文科省の「学校保健安全法施行規則」に基づいて実施されているものと認識しております。身体が成長する過程で、児童・生徒の健康状態を知るために欠かせない健康診断である。検査項目は「視力及び聴力」を含めて11項目があり、本市での視力検査は、ある父兄から聞き及んでいるところでは、眼鏡やコンタクトレンズを装着した状態で検査をしているとのことですが、文部省の規則では、具体的にどのようなになっているのか。また、本市の学校現場での視力検査の実態はどのようなになっているのか、伺います。

次に、ただいまのご答弁で、本市での実態調査の結果では、ヤングケアラーについて、該当者はいないとのことですが、今後、どのお子さんでも家庭環境等の急激な変化で「ヤ

ングケアラー」になりうるものが当然予想をされます。そのためにも、早期発見・早期支援に活用するためのアセスメントシートやガイドライン等の作成等に早急に取り組むべきと考えますが、以下3点について、教育長の認識と具体的な取り組みについて伺います。はじめに、ヤングケアラーになっている子どもの成長過程における影響について、教育長はどのように認識をされているのか。また、ヤングケアラーについて、教職員や職員の理解の醸成を図るために、現在どのような取り組みをしているのか。三つ目として、ヤングケアラーに対する今後の支援策について伺います。

●教育長天野政俊君 はじめに、視力検査についてであります。現在、市内の小中学校における実施方法につきましては、学校保健安全法施行規則第7条の「眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」という規定に基づき、各学校の実情に応じて実施しているところであり、1校が裸眼、矯正視力の両方の検査を行い、残る3校は眼鏡やコンタクトレンズを使用したまま検査を実施しているところであり、学校における視力検査は、学習に支障のない見え方であるかどうかの検査であり、検査の結果、左右どちらか片方でも1.0未満の視力であった児童・生徒の保護者に対し、結果をお知らせするとともに、必要に応じて医療機関等の受診を促しているところでもあります。ICTの活用等により、タブレット端末の利用時間が増加し、学習以外でもテレビ、スマートフォン、ゲームなどをしている時間が増えていることにより、視力の低下や眼の病気へのリスク

は高くなるものと考えておりますことから、引き続き、児童・生徒、保護者に対して啓発を行うほか、家庭におけるICT機器の利用のあり方など、各家庭の協力を得ながら眼の健康に関する取り組みを進めてまいりたいと考えております。なお、視力検査の実施方法につきましては、今後、他市の状況を調査するほか、各学校と協議してまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーになった子どもの成長過程における影響についてであります。ヤングケアラーの子どもは、学業に時間を割くことができず、学力への影響が懸念されるほか、部活動や友達と遊ぶ時間が奪われ、交友関係を築くことができず、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで、本人の育ちや教育に影響があるものと考えているところであり、子どもの気持ちに丁寧寄り添いながら、相談しやすい体制や環境を整える必要があるものと考えております。次に、教職員や職員の理解の醸成を図るための取り組みについてであります。「ヤングケアラーとは、何か」ということについては、これまでも、教職員はもとより、児童・生徒や保護者に対しても、各種リーフレットの配布や相談サポートセンターなどの周知により、啓発を進めてきたところでもあります。このほか、教職員に対しては、北海道教育委員会が作成した「参考事例集」などを活用した校内研修を実施するほか、ヤングケアラーの早期発見やその支援について、福祉、医療、介護などの関係機関へ取り次ぎ、その他の必要な支援を行うことができるよう理解を深める取り組みを進めているところでもあります。また、

直近においても、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深めるため、北海道教育委員会主催の「ヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修」を全教職員が自校の研修計画に基づき、令和5年1月までに受講することとなっているところであります。次に、今後の支援策についてであります。現時点ではそのような状況におかれていない子どもであっても、将来的に負担を抱えるかもしれないといった早期発見・早期介入の考え方も重要であると考えているところから、本年7月に北海道教育委員会・北海道保健福祉部が共同で策定した「ヤングケアラー支援のためのガイドライン」を踏まえ、学校現場において具体的事例があった場合は、速やかに市の関係部局や関係機関と連携を図り、子どもたちの情報を多面的に収集し、より効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

1 番森明人議員。

●1 番森明人議員（登壇） 通告に従いまして、大綱1点、中項2点について質問させていただきます。

まず、子育て支援について。一つに、母子健康手帳及び子育て支援の電子化について。本市は、人口減少に歯止め、定住・移住促進するために、様々な政策の中で子育て支援についても、施策の充実に取り組んでおります。また、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行っているところであります。内閣府は、令和元年10月15日「子育てノンストップの実現」に向けて、既存の母子健康手帳とあわせて、

母子健康情報を生かした母子手帳アプリを活用した支援の推進を発表いたしました。その後、令和2年から全国の多くの自治体で子育て世代のさらなる支援サービスとして、電子母子手帳の導入が加速されているところであります。北海道では、電子母子手帳アプリを活用している自治体はあるものの、全国と比較して、その取り組みは進んでいない状況にあります。ちなみに、私が調べたデータでは、北海道全体では、43市町村のうち近隣市町村においては、芦別市、月形町、栗山町、南幌町です。ちなみに、全国では500以上の自治体で電子母子手帳アプリを活用しております。現代の子育て世代は、ICTやSNSの時代で育ち、常に身近にスマートフォンやパソコンを使った生活や仕事をしている方が多数を占めております。電子母子手帳はアプリを利用して、自治体から健診や予防接種のスケジュール管理、妊娠や子育ての情報、地域情報、夫婦間の情報共有、Q&Aなど、総合的な子育て支援を推進しており、経済的な負担や不安、孤立感を和らげる地域社会のあり方が重要視されています。こうした社会背景を受け、子育てしやすいまちづくりの支援策としてICTを活用した電子母子手帳アプリによる支援が期待されているところであります。全国的に電子母子手帳の導入が進んできているが、本市の検討について、市長にお伺いいたします。次に、予防接種手続の電子化について伺います。内閣府は、令和元年6月21日「成長戦略実行計画」にて、スマート公共サービスによる手続の自動化を発表しております。内容は、予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申

請できるサービスを令和2年度から一部の地方公共団体において開始し、全国展開を目指しております。また、全国の医療機関等ができる限り長期的かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等で導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援すると、内閣府は言っております。乳幼児を対象にした予防接種法に基づく定期予防接種は9種類あり、複数回接種しなければならないことが多く、合計26回の接種となります。また、複数回接種の場合は、間隔や望ましい時期が複雑です。忙しい子育て中の接種のスケジュールの管理や事前のお知らせ、予診票の電子化など必要な手続を電子化することで、保護者の子育てのしやすさ、また災害時などの有事の際に必要な個人の記録となるなど、有効なツールとなると考えております。電子母子手帳を活用した予防接種手続の電子化について、市長の考えをお伺いいたします。

●市長板東知文君（登壇） 子育て支援について、母子健康手帳及び子育て支援の電子化についてであります。はじめに、母子健康手帳は母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に市町村が交付しなければならないものとされており、その様式につきましても厚生労働省令で定められている全国共通のものであります。また、母子健康手帳に記載されている妊婦健診や乳幼児健診、予防接種情報等の母子保健情報につきましても、転居時に他の自治体への引き継ぎも可能となっていてございまして、このため、国におきましては、令和4年度から母子健康手帳の見直しに関する方針を協議しているところであり、

その中で母子保健情報の電子化の拡充や利活用の推進を図ることとしているところでございます。市としましては、こういった国の動向を踏まえまして、電子母子手帳の導入に向けた取り組みを進めてまいります。次に、予防接種手続の電子化につきましては、予防接種法に基づく定期予防接種において、電子母子手帳の導入により、接種のスケジュールや管理が可能となるものでございますが、接種を行う市内医療機関では、予診票の電子化などに対応するIT環境の整備があわせて必要となるところでございます。また、国の「健康管理システム等標準化検討会」においては、定期予防接種予診票のデジタル化に向けた検討が進められていることから、これらの動向を踏まえまして、電子化に向けた調査研究を取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、こうした国のデジタル化に向けた取り組みや他の先進自治体の取組事例を調査研究し、本市の実情に即したデジタル技術を活用した子育て支援対策に向けて、市民サービスの向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時22分 散会

